

令和3年2月定例会教育委員会次第

日時：令和3年2月24日（水）
午前9時30分～午前11時30分
場所：犬山市役所3階301会議室

1. 開会

2. 教育長報告
(前回会議録の承認)

3. 付議事件の審議

第32号議案 犬山市いじめ問題対策連絡協議会委員の委嘱について (学校教育課)

第33号議案 令和3年度定期人事異動内申について (学校教育課)

第34号議案 犬山市立保育園条例施行規則及び犬山市立認定こども園条例施行規則の一部改正について
(子ども未来課)

4. 通信及び請願

5. 協議・連絡

- | | | |
|------------------------------------|-----------|-------|
| (1) 後援名義使用承認に関する報告 | (文化スポーツ課) | No.1 |
| (2) 令和2年度要保護及び準要保護児童・生徒の認定について | (学校教育課) | No.2 |
| (3) 令和3年度地域未来塾実施について | (学校教育課) | No.3 |
| (4) (仮称)橋爪・五郎丸新子ども未来園建設事業について | (子ども未来課) | No.4 |
| (5) 四季の丘(保育園用地)サウンディング型市場調査の結果について | (子ども未来課) | No.5 |
| (6) 3月・4月行事予定表について | (学校教育課) | No.6 |
| (7) 令和3年度年間計画について | (学校教育課) | No.7 |
| (8) 「犬山の教育施策2021 学びの学校づくり」について | (学校教育課) | No.8 |
| (9) 議会の議決を経るべき事件について | (教育部) | No.9 |
| (10) いじめ防止に向けて | (学校教育課) | No.10 |

6. その他

7. 自由討議

8. 閉会

犬山市教育委員会第32号議案

犬山市いじめ問題対策連絡協議会委員の委嘱について

犬山市附属機関設置条例第3条及び犬山市いじめ問題対策連絡協議会規則第4条の規定により別紙のとおり委嘱するものとする。

令和2年2月24日提出

犬山市教育委員会

教育長 滝 誠

(説明)

この案を提出するのは、令和2年度犬山市いじめ問題対策連絡協議会委員を委嘱する必要があるからである。

令和2年度 犬山市いじめ問題対策連絡協議会委員名簿

No.		氏 名	所 属	継続・新規
1	団体関係者	佐 藤 富佐子	犬山市小中学校PTA連合会代表	新規
2	団体関係者	大 平 浩 志	名古屋法務局 一宮支局長	継続
3	団体関係者	松 井 淳 司	犬山警察署 生活安全課長	新規
4	学校関係者	岸 宏 行	犬山市小中学校長会 会長	新規
5	学校関係者	岩 田 俊 樹	犬山市小中学校長会 中学校代表	新規
6	学校関係者	瀧 川 大 輔	犬山市小中学校生徒指導担当者代表	新規
7	学識経験者	黒 川 雅 幸	愛知教育大学 教育学部 准教授	新規
8	学識経験者	岩 田 晃 典	愛知県教育委員会 尾張教育事務所 家庭教育コーディネーター	新規

□ 任 期 (委嘱日～令和3年3月31日)

事務局	犬山市教育委員会	教 育 長	滝 誠
		主幹兼指導室長	神 谷 勝 治
		指導主事	長 谷 川 誠
		指導主事	永 濱 奈 穂

犬山市教育委員会第33号議案

令和3年度教職員定期人事異動内申（案）について

令和3年度犬山市教職員定期人事異動内申（案）は、別紙の通りです。

令和3年2月24日提出

犬山市教育委員会
教育長 滝

誠

（説 明）

この案を提出するのは、丹葉地方教育事務協議会の令和3年度教職員定期人事異動方針を踏まえて、犬山市教職員定期人事異動内申（案）の承認をしていただく必要があるからです。

令和3年2月定例教育委員会

令和3年度定期人事異動内申（案）について

※ 令和3年度 定期人事異動について

○ 令和2年度退職者について（9名）

- ① 定年退職者 7名 校長 2名 教諭 4名 事務長 1名
- ② 勸奨退職者 0名
- ③ 自己都合退職者 2名 教諭 2名

○ 令和3年度新規採用者等について

- ① 新任校長 3名
- ② 新任教頭 3名
- ③ 新規採用 11名

○ 令和3年度（市内での異動と他市町からの転入）

- ① 校長 1名
- ② 教頭 0名
- ③ 教諭（養護教諭を含む） 32名
 - 小学校 教諭 20名 内養教 2名
 - 中学校 教諭 12名 内養教 1名
- ④ 事務職員 1名
- ⑤ 栄養教諭・学校栄養職員 2名
- ⑥ 再任用 14名

犬山市教育委員会第34号議案

犬山市立保育園条例施行規則及び犬山市立認定こども園条例施行規則の一部改正について

犬山市立保育園条例施行規則及び犬山市立認定こども園条例施行規則の一部を改正する規則を別紙のように定めるものとする。

令和3年2月24日提出

犬山市教育委員会

教育長 滝 誠

(説明)

この案を提出するのは、犬山市立保育園及び犬山市立認定こども園の管理、運営その他必要な事項を改正するため必要があるからである。

犬山市立保育園条例施行規則及び犬山市立認定こども園条例施行規則の一部を改正する規則

(犬山市立保育園条例施行規則の一部改正)

第1条 犬山市立保育園条例施行規則（平成28年教育委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

第16条第4項及び第18条第2項中「園長は、前項の利用があったときは」を「犬山市立今井子ども未来園において前項の利用があったときは、園長は」に改める。

(犬山市立認定こども園条例施行規則の一部改正)

第2条 犬山市立認定こども園条例施行規則（平成28年教育委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

第16条中「第16条」を「第16条第1項から第3項まで」に改める。

第18条中「第18条」を「第18条第1項」に改める。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

○犬山市立保育園条例施行規則の一部改正のための新旧対照表（第1条関係）

新（改正後）	旧（改正前）
<p>(延長保育の申請等)</p> <p>第16条 略</p> <p>2及び3 略</p> <p>4 犬山市立今井子ども未来園において前項の利用があったときは、園長は、延長保育（一時的利用）・預かり保育者確認票（様式第8）を当該利用をした保護者に交付するものとする。</p> <p>(預かり保育の申出等)</p> <p>第18条 略</p> <p>2 犬山市立今井子ども未来園において前項の利用があったときは、園長は、延長保育（一時的利用）・預かり保育者確認票（様式第8）を当該利用をした保護者に交付するものとする。</p>	<p>(延長保育の申請等)</p> <p>第16条 略</p> <p>2及び3 略</p> <p>4 園長は、前項の利用があったときは、延長保育（一時的利用）・預かり保育者確認票（様式第8）を当該利用をした保護者に交付するものとする。</p> <p>(預かり保育の申出等)</p> <p>第18条 略</p> <p>2 園長は、前項の利用があったときは、延長保育（一時的利用）・預かり保育者確認票（様式第8）を当該利用をした保護者に交付するものとする。</p>

○犬山市立認定こども園条例施行規則の一部改正のための新旧対照表（第2条関係）

新（改正後）	旧（改正前）
<p>(延長保育の申請等)</p> <p>第16条 延長保育の申請等は、保育園規則第16条第1項から第3項までの規定の例による。</p> <p>(預かり保育の申出等)</p> <p>第18条 預かり保育の申出等は、保育園規則第18条第1項の規定の例による。</p>	<p>(延長保育の申請等)</p> <p>第16条 延長保育の申請等は、保育園規則第16条の規定の例による。</p> <p>(預かり保育の申出等)</p> <p>第18条 預かり保育の申出等は、保育園規則第18条の規定の例による。</p>